

## 職員研修業務委託基本協定書（案）

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）は、神奈川県職員を対象として発注者が実施する研修について、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 発注者は、職員研修業務委託（以下「研修業務」という。）について、この協定書に定めるところにより受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

### （委託期間）

第2条 研修業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4箇年度とする。

### （委託契約）

第3条 発注者及び受注者は、委託期間の各年度において当該年度ごとに内容を決定し、委託契約（以下「年度別契約」という。）を締結する。

### （委託を行う研修）

第4条 受注者が委託期間に実施する研修業務は、別添「職員研修業務委託事業に関する説明書（仕様書）」のとおりとする。

2 発注者は、前項に定める業務の詳細な内容について、年度別契約の仕様書において明示する。

### （研修内容の協議）

第5条 発注者及び受注者は、両者協議の上、令和7年度～令和10年度の各年度において当該年度ごとに研修内容を定めるものとする。

### （委託料の限度額）

第6条 委託期間の委託料の限度額は、●●●●●円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

2 各年度の委託料の限度額は、次の各号の年度の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 令和7年度 ●●●●●円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (2) 令和8年度 ●●●●●円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (3) 令和9年度 ●●●●●円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (4) 令和10年度 ●●●●●円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(研修業務の内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者にあらかじめ書面で通知することにより、研修業務の内容の全部又は一部を変更することができるものとする。

(委託料の限度額の変更)

第8条 発注者は、前条の規定により、研修業務の内容に変更を生じたときは、発注者と受注者が協議の上、第6条に規定する委託料の限度額を変更することができるものとする。

(基本協定の解除)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、この基本協定を解除することができる。

(1) 受注者がこの基本協定に違反したとき又は基本協定の履行が不完全だと発注者が認めたとき

(2) 受注者が第3条の規定により発注者と締結する年度別契約に違反したとき又は年度別契約の履行が不完全だと発注者が認めたとき

(3) 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき

2 受注者は、前項の規定による基本協定の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対し、その補償を請求することができないものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この基本協定について疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

以上の基本協定締結を証するため、この証書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

受注者